（別紙２）

説明会参加申込書兼秘密保持誓約書

　　年　　月　　日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

事務総長　村手　聡　殿

（申請者）

住　　所

名　　称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が行う愛知・名古屋2026大会競技会場仮設オーバーレイ基本設計業務委託（その13）【名古屋市総合体育館[レインボープール]始め３会場】の一般競争入札（以下「本件入札」という。）に関し、競争入札参加資格要件を備えており、入札参加を希望するため、以下のとおり入札説明書等に関する説明会への参加を申込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込代表者の連絡先 | （所属・役職） | （氏　　名） |
| Ｅメール |  |

≪参加者≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所属・役職 | 氏　　名 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

　なお、組織委員会から提供を受ける情報の秘密保持等について、次頁以降に記載のとおり約束します。

（秘密情報）

第１条　本書において「秘密情報」とは、その内容や情報の開示方法、形態又は媒体の如何を問わず、本件入札のために秘密情報であることを明らかにして開示する一切の情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。

ア　申請者が情報の開示を受けた時点でその情報が公知であったもの。

イ　情報の開示を受けた後に申請者による本書の違反なくその情報が公知となったもの。

ウ　情報の開示を受ける前から申請者が既に自ら所有していたもの。

エ　情報の開示を受けた後に申請者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。

（秘密保持）

第２条　本書の他の条項に定める場合又は組織委員会が別途書面（電子メールを含む。以下本書において同じ。）により承諾する場合を除き、申請者は、次の各号を遵守することを誓約します。

ア　自ら保有する自らの情報の秘密を保持する場合と同程度の注意をもって秘密情報を厳に保持すること。

イ　第三者に秘密情報を開示しないこと。

ウ　秘密情報を、本件入札のために必要な限りにおいて利用し、当該業務以外の目的では利用しないこと。

２　本書の如何なる定めにかかわらず、申請者は、適用法令に基づき、又は法的手続において第三者への秘密情報の開示が強制される場合には、組織委員会に対し、事前にその旨を書面によって通知します。

３　申請者が前項の理由により秘密情報の開示を行う場合には、法的に開示することが必要な最小限の範囲の秘密情報のみを開示し、かつ、本書と同様の秘密保持義務を開示先（法令上の守秘義務を負う者を除く。）に課すことができるよう最大限努力します。

４　申請者は、組織委員会の書面による承諾をもって、秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に本誓約書と同様の秘密保持義務を課すものとします。かかる第三者による当該秘密保持義務違反があった場合、申請者は、組織委員会に対して、当該第三者と連帯して責任を負うことに同意します。

（秘密情報の複製・改変等）

第３条　申請者は、組織委員会が別途書面により承諾する場合に限り、本件入札のために必要最小限の範囲で、組織委員会から開示された秘密情報を複写、複製することができるものとし、当該複写、複製物についても秘密情報として取り扱うものとします。

２　申請者は、組織委員会の書面による事前の承諾を得た場合を除いて、組織委員会から開示された秘密情報を改編、編集又は引用しないものとします。また、組織委員会の承諾を得て秘密情報を改変、編集又は引用した場合、当該改変、編集又は引用したものについても秘密情報として取り扱うものとします。

（秘密情報の返却・破棄）

第４条　申請者は、入札及び開札の日に、自ら保有し若しくは管理する秘密情報の媒体並びにその全てのコピー、複製物、要約物、分析物、抜粋及びその他組織委員会が指定する物を速やかに破棄します。

（有効期間）

第５条　本書に定める申請者の義務は、秘密情報の開示を受けた日から発生し、秘密情報の返却又は破棄の後も有効に存続することに同意します。

（誓約違反）

第６条　申請者が本書に違反した場合には、組織委員会は、本書において規定されるものの他、申請者に対し、差止め請求その他の方法による救済措置を講じることができるものとし、申請者はこれらの措置に従います。

２　申請者が本書に違反した場合には、申請者は、当該違反に関連して組織委員会に発生した全ての費用（合理的な弁護士費用その他の法的な観点で必要となる費用を含みますがこれに限られません。）を組織委員会に対して賠償します。

（その他）

第７条　申請者は、組織委員会が申請者その他の第三者に対し、組織委員会が開示する秘密情報の正確性、完全性、妥当性に関して何らの表明又は保証を行っておらず、また、秘密情報を最新の情報に更新する義務又は秘密情報の不正確さや不完全さに関する通知義務を負うものではないことを確認します。

２　本書は日本法に従い解釈され、本書に関して疑義・紛争が生じ、これを裁判により解決する場合は、組織委員会の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

【提出期限：2024年1月12日（金）午後５時】